第五条の二第二項中「、当該外国投資信託が」の下に「、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、」を、「要件」の下に「のいずれか」を加え、「第九項」を「第二号及び第十一項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる要件

イ　当該外国投資信託の設定に係る受益権の募集が、国外において、金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものに相当するものにより行われたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書（同条第十項に規定する目論見書をいう。以下この項において同じ。）その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われていること。

ロ　当該外国投資信託の設定に係る受益権の募集が国内においても行われる場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1)　当該受益権の募集が、国内において、金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものにより行われたものであること。

(2)　(1)の募集が行われた当該受益権に係る収益の分配が国内における第三条の三第一項に規定する支払の取扱者又は第八条の三第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付されること。

(3)　当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその募集及び収益の分配が(1)及び(2)の規定に従って行われる旨の記載がなされていること。

二　当該外国投資信託の受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されるものである旨の記載がなされていること。

第五条の二第三項中「定める要件」を「掲げる要件」に改め、同条第五項第四号中「規定する条約」の下に「その他の我が国が締結した国際約束」を、「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「振替国債にあつては第一項第一号イに規定する税務署長の承認、振替地方債にあつては同項第二号イに規定する税務署長」を「国税庁長官」に改め、同項第五号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改め、同条第六項中「税務署長」を「国税庁長官」に改め、同項第三号中「第十三項」を「第十四項」に、「第十四項」を「第十五項、第十六項、第十九項、第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同条第七項中「税務署長」を「国税庁長官」に、「前項各号の」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　税務署長が当該承認を受けた者に対してこの条の規定に基づく措置を適正に実施しているかどうかを確認するために必要と認められる書類の提出を求めた場合において、当該者が遅滞なくこれを提出しなかつたこと。

二　前項各号のいずれかに該当する事実

第五条の二第八項中「振替国債非課税適用申告書若しくは振替国債所有期間明細書が同項第一号イ」を「非課税適用申告書が同項第一号」に、「又は振替地方債非課税適用申告書」を「又は振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき」に、「同項第二号イ」を「同号ロ」に、「当該振替国債非課税適用申告書若しくは」を「当該非課税適用申告書又は当該」に、「又は当該振替地方債非課税適用申告書若しくは」を「若しくは当該」に改め、同条第十七項中「振替国債非課税適用申告書若しくは」及び「振替地方債非課税適用申告書若しくは」を削り、「第十五項第三号」を「第十六項、第十九項及び第二十一項第三号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「取得をした振替地方債」の下に「（非課税区分において振替記載等を受けたものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、「（当該振替地方債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該振替地方債に係る当該適格外国仲介業者の第十四項に規定する特定振替機関等。以下この項において同じ。）」を「又は適格外国仲介業者」に、「特定振替機関等で」を「特定振替機関等又は適格外国仲介業者で」に改め、同項第三号中「特定振替機関等」の下に「又は適格外国仲介業者」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、「受けた振替国債又は振替地方債」の下に「（当該適格外国仲介業者から設定を受けている第九項に規定する非課税区分口座又は第十項に規定する非課税区分口座において振替記載等を受けたものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の五項を加える。

16　適格外国仲介業者は、非居住者又は外国法人が有する振替国債又は振替地方債につき第九項に規定する非課税区分口座又は第十項に規定する非課税区分口座の設定をする場合には、政令で定めるところにより、これらの非課税区分口座の設定を受けようとする非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける適格口座管理機関（特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。以下この項及び第十九項において同じ。）（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける適格口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により通知し、当該適格口座管理機関の確認を受けなければならない。

17　国税庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二　その者が前項に規定する確認を行うこと又は第二十項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

18　国税庁長官は、第十六項の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

19　適格外国仲介業者は、第九項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を特定振替機関に提出している場合又は第十項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を当該利子の支払をする者に提出している場合には、政令で定めるところにより、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所、その支払を受ける利子の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた適格口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。